

教育県岡山の復活

10 教育の振興

提案先省庁	文部科学省、厚生労働省
-------	-------------

提案事項

(1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うための教員加配の拡充を図るとともに、小学校における教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充や基礎定数の改善を図ること。
- ② 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。
- ③ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ④ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、学校教育法等へ新たな職として位置付けるとともに、必要な定数措置を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 小学校第1学年、第2学年は、きめ細かな指導を実施するための定数が確保されているが、第3学年以上は、十分確保されていない。また、学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善のための人的措置も十分でない。
- 学習指導要領の改訂により、道徳、小学校英語が教科化されるとともに、小学校においてプログラミング教育が必修化された。
- 小学校では、学級担任が多くの教科等の準備から指導までを担っており負担が大きい。
- 通級指導により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られるが、希望する児童生徒が年々増加している。
- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が多く在籍している状況にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。
- 本県では、県立特別支援学校9校に非常勤看護師（55名：R1(2019).5.1現在）を配置しており、児童生徒等に対して行う医療的ケアのほか、日常的な健康管理や担当教員研修の指導、保護者及び養護教諭等に対しての指導助言等、多岐にわたる業務を行っているが、常勤看護師は配置できていない。

課題

- 教員が子どもと向き合う時間の確保やアクティブ・ラーニングなど、きめ細かで質の高い教育の推進のため、また、教科担任制や外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善に対応するため、教職員加配の拡充や教員定数の改善を図る必要がある。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員定数を確保する必要がある。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 特別支援学級は、多学年にわたって児童生徒が在籍しており、現状の学級編制基準では指導が困難である。
- 県立特別支援学校において、看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数が増加傾向にあるとともに、必要な医療的ケアが多様化・高度化していることから、看護師業務の困難度が年々高まっている。

【参考1】本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合

	平成20年度 (2008)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)	
小学校	6.1%	・・・	→	12.4%	→	12.0%	→	11.2%
中学校	3.8%	・・・	→	8.2%	→	7.6%	→	7.1%
高等学校	1.9%	・・・	→	4.3%	→	4.6%	→	4.3%

【参考2】県立特別支援学校における看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数

	平成21年度 (2009)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
	68名	・・・	→	108名	→	108名	→	123名

提案事項

(2) 学校 I C T 環境の整備推進 新規

- ① 「児童生徒 1 人 1 台端末」の実現に向け、義務教育段階の全ての児童生徒への確実な端末整備を推進するとともに、インターネット接続環境整備に係る十分な財政措置を講じること。また、将来見込まれる端末等の更新や学習用ソフトウェア等の充実に必要な財政措置を行うこと。
- ② 児童生徒の情報活用能力の育成に対応するための教員養成や教員免許等の一体的な制度の見直しや、研修等を通じた教員の I C T 活用指導力の向上、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実などを推進すること。

(提案の理由)

現状

- 国は「G I G A スクール構想の実現」として、令和5（2023）年度までに小中全学年で児童生徒 1 人 1 台端末の実現を推進するとともに、令和2（2020）年度までに全ての小・中・高校・特別支援学校等で高速大容量の通信ネットワークを整備することとしている。
- 国は、端末整備に向けた標準仕様や、都道府県レベルでの共同調達の枠組みを例示するなど、安価な環境整備を推進している。
- 国は、教育の情報化を円滑に推進するため、教員や学校、教育委員会等が、情報教育や I C T を活用した指導、I C T 環境整備等を行う際に参考となる手引きを作成した。

課題

- 端末 1 台当たり 4.5 万円の国庫補助があるが、ソフトウェア等の関連機器等を含めて整備することとなり、学校設置者の負担が大きい。
- 国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付決定額は、多くの地方公共団体で申請額より大幅に圧縮された額となっており、計画どおりの事業執行が困難になるとともに、財政計画に与える影響が大きい。
- 県内の公立小中学校在籍児童生徒は、各学年約 1 万人（岡山市を除く）おり、県や市町村の調達事務の負担が大きい。
- 全国一斉で発注が行われるため、端末の調達不調や納期遅延等が懸念される。
- 授業での活用計画を基に、市町村は調達機種を選定することになるが、機種毎の活用事例等の情報が不足している。
- 今後、教員の I C T 活用能力の向上が不可欠であり、大学等の養成段階における取組の充実とともに、国主催による研修や先進事例の共有化などの取組が必要である。
- 今後、端末の整備に伴い、学校からの通信量の増加が見込まれる。

提案事項

(3) 学校における働き方改革の推進

- ① 学校現場の働き方改革を推進するための定数改善を図るとともに、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めること。また、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置に係る財政措置の一層の拡充を図ること。
- ③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度を活用した新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 現在の給与制度は、教職員の勤務実態に応じたものになっていない。
- 本県の令和元年6月の勤務実態調査では、時間外業務は平成28年度と比較して、小中学校で約18%縮減しているものの、小学校で約5.2時間、中学校で約7.0時間、高校で約6.1時間、特別支援学校で約3.5時間であり、依然として多い状況である。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では外部人材を配置するなど、学校現場の働き方改革に取り組んでいるが、教員の長時間勤務が常態化している。
- 学校給食費等の徴収について未納の保護者への督促が、教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっている。
- 年金の支給開始年齢の引上げに伴い再任用者が増えているが、教員の勤務は担任や学校行事の指導など体力を要する場面も多いことから、他の教員と同様の配置が困難なケースも増えている。また、今後、短時間勤務による再任用を希望する教員が増えると、短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、特に小学校では学校運営に支障が生じることが予想される。

課題

- 現在の教職員の勤務実態を踏まえ、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進める必要がある。
- 給特法第7条に規定する指針の上限時間である月45時間以内、年360時間以内の遵守については、非常に厳しい状況にある。
- 学校給食費等の徴収業務を地方自治体で対応するためには、担当職員の増員や公会計処理に係る電算システムの導入等のため財源の確保が必要である。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等の更なる配置拡大が必要であるが、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 再任用教員は、担任や学校行事での指導などに必要な体力面での不安がある一方で、新採用者の指導などベテラン教員としての活躍が期待される面もある。再任用教員がこれまで培った力を発揮し、学校が組織力をより高めていくため、新たなスタッフ職の設置が望まれる。

【参考】本県の勤務実態調査結果

(H28.6実績)		(R1.6実績)	
小：約64時間	→	約52時間	(18%減)
中：約87時間	→	約70時間	(19%減)
高：約73時間	→	約61時間	(16%減)
特：約40時間	→	約35時間	(11%減)

提案事項

(4) 長期欠席・不登校対策のための総合的な取組の推進

新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成や確保、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、長期欠席・不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 児童生徒の問題行動等調査の結果から、本県の長期欠席・不登校児童生徒数は全国と比べ依然厳しい状況であり、長期欠席は増加傾向にある。
- 長期欠席・不登校児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- 小学生の約5%、中学生の約10%が起立性調節障害（OD）の可能性があり、不登校の約3～4割がODを併発するといわれている。 ※日本小児心身医学会
- 県独自に、医療機関と連携してODのチェックリストや支援機関リスト等を作成し、学校に配付して活用を促している。

課題

- 長期欠席・不登校の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成とともに、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- 長期欠席・不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。
- ODや過敏性腸症候群が原因とみられる長期欠席・不登校への理解や対応策が周知されておらず、医療機関による支援体制も構築されていない。

提案事項

(5) 高等学校教育の充実

- ① 技術革新や社会情勢の変化に対応できる人材の育成に向け、専門高校における産業教育施設・設備の計画的な整備・更新に必要な財政措置の一層の拡充を図ること。 **新規**
- ② 平成30年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- Society5.0と呼ばれる時代の到来が、社会や生活を大きく変えていき、子どもたちが将来就くことになる職業の在り方についても、大きく変化すると予測されている。特に専門高校における職業教育においては、そうした変化に対応できる教育内容への対応が必要となっており、施設・設備などの環境整備が喫緊の課題となっている。
- 公立高校の産業教育施設の施設整備については学校施設環境改善交付金で措置されているが、設備整備については、一般財源化により地方交付税で措置されているものの十分とは言えない。
- 高等学校における通級による指導の制度化について、学校教育法施行規則が平成28(2016)年12月に改正された。本県では、文部科学省から委託を受けて高等学校における通級指導に関する研究を行ってきており、平成30(2018)年度から、公立高等学校4校で開始したところである。

課題

- 本県における産業教育施設・設備は、限られた予算の中で、緊急度・必要性等を勘案して、計画的に整備・更新しているが、十分には対応できておらず、また、AIやIoTなどの技術革新による時代の進展に対応した施設・設備の整備を図るため、国における財政措置の拡充が求められる。
- 高等学校における通級による指導に関して、教員の定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。

提案事項

(6) インターネットに対する依存への対応

インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 平成30(2018)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「スマートフォン等の利用に関する実態調査(抽出)」の結果によると、スマートフォン、ネット、ゲーム機などの利用のために「日常生活で減った時間がある」と答えた割合は小学生27.0%、中学生41.2%、高校生46.0%であり、前年度と比べて、小・中学生で増加している。
また、減った時間の具体的な内容としては、「睡眠時間」や「学習時間」の割合が多く、スマートフォン・ゲーム等の利用が日常生活や学習面へ影響を及ぼしているという実態が明らかとなった。
- 令和元(2019)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「令和元年度岡山県学校保健概要調査」の結果によると、ネット依存の傾向について、「高い」と判断された小学生の割合は10.9%、「依存状態」と判断された生徒の割合は、中学生3.8%、高校生3.4%となっている。
- 本県では、ネット依存研究委員会における外部有識者からの意見等も踏まえながら、依存状態の判断材料の1つとなるチェックシートとその活用方法を示したマニュアルを作成するとともに、リーフレット配付やホームページ掲載により各学校へ普及し、ネット依存の未然防止・早期発見につながるよう取り組んでいる。

課題

- 情報端末(携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等)の普及に伴い、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に依存するあまり、日常生活や学習面に影響を及ぼしているため、学校や家庭において、スマートフォン等の使用に関するルールづくりを推奨するとともに、オンラインゲーム等に夢中になり、スマートフォン等を手放せない児童生徒への対応のための相談窓口や専門の医療体制の整備、ネット依存の予防策が必要である。